

FinTech 等による金融手法の変革に係る 法的課題と規制の在り方

2020年3月

金融法務研究会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成29年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのI・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成29年度は「FinTech等による金融手法の変革に係る法的課題と規制の在り方」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「仮想通貨のファイナリティ」(岩原紳作担当)、第2章で「ロボ・アドバイザーを巡る法的問題」(森下哲朗担当)、第3章で「金融機関による個人情報等の利活用を巡る諸問題」(加藤貴仁担当)、第4章「2017年ドイツ支払サービス監督法—規制対象を中心として」(神作裕之担当)、第5章で「レギュラトリー・サンドボックスについて」(神田秀樹担当)を取りあげている。

このうち第1章においては、債務の弁済のために債務者が仮想通貨を送付した場合に債権者に対する弁済の効力が確定的に発生する時点、即ち、当事者間完了性を中心に検討する。第2章においては、諸外国の状況も参考に、ロボ・アドバイザーに関する監督法上及び私法上の問題を検討する。第3章においては、個人情報保護法を初めとする金融機関が個人情報等を取り扱う際に適用される規制の現状を確認し、今後、検討すべき課題などを抽出する。第4章においては、2015年に制定されたEUの第2次支払サービス指令が、2017年のドイツ支払サービス監督法においてどのように国内法化されたかについて、とくにその適用範囲に注目しつつ概観する。第5章においては、一定の事業に関して規制を特別に緩和するレギュラトリー・サンドボックス制度について、イギリスの制度の状況を概観し、日本の制度の概要と金融分野における課題を述べる。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成31年度（令和元年度）には「デジタル化に伴う金融サービスに関する法的諸問題」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

令和2年3月
金融法務研究会座長
岩 原 紳 作

目 次

第1章 仮想通貨のファイナリティ（岩原紳作）	1
1 ファイナリティ概念	1
(1) 総説	1
(2) 当事者間完了性	2
(3) 対第三完了性	2
(4) 資金決済完了性	2
(5) 撤回不能性	3
2 ブロックチェーンにおける送金の仕組み	4
(1) 序	4
(2) ブロックチェーンの仕組みと送金	5
(3) ブロックチェーンと改竄、巻戻し	7
3 ブロックチェーンとファイナリティ	7
(1) ビットコインによる支払のファイナリティ	7
(2) コンソーシアム型またはプライベート型ブロックチェーンにおける ファイナリティ	9
(3) BIS「金融市場インフラのための原則」原則8と仮想通貨のファイナリティ	10
第2章 ロボ・アドバイザーを巡る法的問題（森下哲朗）	12
1 ロボ・アドバイザー	12
(1) ロボ・アドバイザーとは	12
(2) ロボ・アドバイザーの実態	13
(3) ロボ・アドバイザーのメリット・デメリット	14
2 ロボ・アドバイザーと規制	15
(1) ロボ・アドバイザーと金融法	15
(2) ロボ・アドバイザー特有のリスクへの対応	17
3 私法上の問題	22
(1) 問題の所在	22
(2) 基本的な考え方	22
(3) 具体的な義務の内容	23
(4) プロファイリング、免責、同意、立証責任	24
第3章 金融機関による個人情報等の利活用を巡る諸問題（加藤貴仁）	26
1 本稿の目的	26
2 個人情報保護法における個人情報取扱事業者を対象とした規制の概観	26
(1) 規制対象としての個人情報取扱事業者	26
(2) 個人情報の取得に関する規制	28

(3) 個人データの第三者提供に関する規制	29
3 金融機関による機微（センシティブ）情報の取り扱いに関する問題	29
(1) 金融分野ガイドラインにおける機微情報（センシティブ）情報に関する規制	29
(2) 要配慮個人情報及び機微（センシティブ）情報の推知に関する問題	31
4 金融機関による個人情報等の利活用の意義と限界	32
第4章 2017年ドイツ支払サービス監督法—規制対象を中心として（神作裕之）	34
1 対象	34
(1) 決済法制の見直しの動向	34
(2) 横断的・機能的な決済法制としてのドイツ支払サービス監督法	35
2 支払サービスに係るEU指令	36
(1) 概観：ドイツ支払サービス監督法との対応	36
(2) 支払サービス指令の目的	37
3 ドイツ支払サービス監督法と関連法の沿革	39
4 支払サービス監督法の性質	40
5 ドイツ支払サービス監督法の概要—目的・対象機関・内容	41
(1) 目的	41
(2) 対象となる機関	41
(3) 規制の概要と法律の構成	44
(4) 業務範囲規制	45
(5) 財務規制	46
(6) 利用者資産の保全義務	46
6 支払サービス業の類型	47
(1) 総論	47
(2) 払込取引（Einzahlungsgeschäft）	51
(3) 払出取引（Auszahlungsgeschäft）	52
(4) 支払取引（Zahlungsgeschäft）	52
(5) アクワイアリング取引	54
(6) 金融移転取引（Finanztransfertgeschäft）	55
(7) 支払指図伝達サービス（Zahlungsauslösediensst）	56
(8) 口座情報サービス（Kontoinformationsdienste）	58
7 適用除外	58
第5章 レギュラトリー・サンドボックスについて（神田秀樹）	62
1 レギュラトリー・サンドボックスの意義と概況	62
2 イギリスの概況	62
(1) 制度	62

(2) 状況	64
3 日本の状況	65
(1) 経緯	65
(2) 日本版レギュラトリー・サンドボックスの特徴	66
(3) 生産性向上特別措置法によるレギュラトリー・サンドボックスの概要	66
(4) 状況	68
4 むすびに代えて——金融分野の今後	68
(参考) 金融法務研究会第1分科会の開催および検討事項	70